一宮町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年９月26日

一宮町長　馬渕昌也

一宮町条例第18号

一宮町印鑑条例の一部を改正する条例

一宮町印鑑条例（昭和50年一宮町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第12条第２項中「の利用者証明用電子証明書」を「に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の２第１項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。